

【照会先】

旭川市保健所 衛生検査課 食品保健係
電話 0166-25-5324 (直通)

関係各位

食中毒警報の発令について

1 発令番号 第 1 号

2 発令日時 令和8年6月1日(月) 午前10時

3 解除日時 令和8年6月4日(木) 午前10時(72時間)

4 発令区域及び発令基準

発令区域	発令基準	摘要
旭川市内一円	1	

警報発令基準：

- 1 発令日当日の最高気温28℃以上が予想される場合
- 2 前2日間のそれぞれの日最低気温が20℃以上で、かつ、前2日間のそれぞれの日平均湿度が85%以上の場合
- 3 前2日間のそれぞれの日平均気温が23℃以上で、かつ、前2日間のそれぞれの日平均湿度が85%以上の場合
- 4 その他保健所長が特に必要と認める場合

5 発令中の注意事項

- (1) 調理前、食事前、トイレの後などはよく手を洗うこと。
- (2) 食品、原材料の常温放置をさげ、冷蔵庫などで保管すること。
- (3) 食品は、中心部まで十分に加熱して食べること。
- (4) 生鮮食品は、できるだけ早く調理し、早めに食べること。
- (5) ふきん、まな板等の調理器具の洗浄、殺菌を励行すること。
- (6) 焼肉等の際は、生肉を取り扱う器具と食べる箸を使い分けること。

旭川市保健所から上記のとおり食中毒警報が発令されましたのでお知らせいたします。
なお、発令第1号は上記のとおりお知らせいたしますが、今後は、警報発令基準に留意し、以下旭川市ホームページにより確認してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/203/204/p000730.html>